



保育施設における運営費・補助金の不正受給に係る 遡及調査の結果報告について

令和4年度に発覚・報告した社会福祉法人菊光会が運営する市内保育施設4施設（松戸ミドリ保育園、耀きの森幼児舎、ピッコリーノ保育園、保育園おとぎの城（旧コモレビ・ナーサリー））の運営費及び補助金の不正受給について、国・千葉県との協議により、遡及調査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 対象法人

社会福祉法人 菊光会 理事長 藤倉 綾子
松戸市仲井町1-32-6

2 対象施設及び入所人員（令和7年3月現在）

NO	区分	対象施設（所在）	入所人員（定員）	職員数
1	認可	松戸ミドリ保育園（仲井町1-32-6）	80人（70人）	24人
2	幼保	耀きの森幼児舎（紙敷1080-1）	64人（60人）	26人
3	小保	ピッコリーノ保育園（上本郷2672-9）	18人（18人）	9人
4	小保	保育園おとぎの城（東松戸2-2-14）	4人（18人）	5人

認可…認可保育園、幼保…幼保連携型認定こども園、小保…小規模保育事業所

3 運営費・補助金の不正受給の期間と返還金・追給金の額

期間：令和元年4月から令和3年3月まで

総 額：3,025,974円

令和元年度返還金： 748,724円
（うち加算金 191,064円）

令和2年度返還金： 2,257,000円
（うち加算金 302,000円）

追給金： 20,250円

合 計： 2,277,250円



4 運営費・補助金の不正受給の内容

- (1) 本来支給すべき処遇改善等加算・補助金を職員に支給せず、内部留保した
- (2) 病休した保育士を配置職員として報告し、運営費を過大に受給した

5 遡及調査の経過

令和5年 1月19日 国・千葉県から遡及調査の指示、遡及期間の確認・協議
令和6年 2月22日 国・千葉県と協議の結果、遡及期間が確定
令和6年 3月 8日 市が法人に遡及調査関係書類の提出を依頼
令和6年 3月27日 法人が市に遡及調査関係書類を提出
令和7年 1月16日 市が法人に提出書類における疑義を確認
令和7年 1月29日 法人が令和元年度分・令和2年度分の不正受給を認める
令和7年 1月30日 遡及調査分の返還額確定

6 関係法令

- (1) 子ども・子育て支援法附則第6条（委託費の支払）
- (2) 子ども・子育て支援法第27条及び第29条（施設型・地域型給付費の支給）
- (3) 子ども・子育て支援法第12条（不正利得の徴収）
- (4) 子ども・子育て支援法第14条（報告等）

7 再発防止策

運営法人としては、会計責任者が一人でデータ入力をしていたことを改め、役員等もデータ確認を行うとともに、第三者に給与計算等の業務を委託し、外部も含めた複数の目による検証体制を構築いたしました。

また、市としては、市内民間保育施設に対して、給与の支給額に間違いがないかを、施設から職員本人に直接確認・署名をとることを要請し、支給内容が見える化することによって、再発防止を図っております。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市子ども部保育課

☎047-366-7351 FAX047-366-7462

✉ mchoiku@city.matsudo.chiba.jp